

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	41	事業名	災害公営住宅家賃低廉化事業	事業番号	D-5-1
交付団体	山元町		事業実施主体 (直接/間接)	山元町 (直接)	
総交付対象事業費	87,985 (千円)		全体事業費	2,361,958 (千円)	
事業概要					
東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、災害公営住宅の家賃の低廉化を行う。					
※山元町震災復興計画該当箇所及び概要					
6 復興のポイントと方向性 - (1) 生活—②生活再建支援					
・災害公営住宅について、低所得者の負担を軽減するため、家賃の減免を行います。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 32 年度>					
・家賃の低廉化を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波等により住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な被災者を対象として、災害公営住宅を整備するが、併せて被災者の居住の安定を確保するためには、家賃の低廉化を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1 - 3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1 - 2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	42	事業名	東日本大震災特別家賃低減事業	事業番号	D-6-1
交付団体	山元町		事業実施主体 (直接/間接)	山元町 (直接)	
総交付対象事業費	13,728 (千円)		全体事業費	262,332 (千円)	
事業概要					
東日本大震災により住宅を失った被災者の居住の安定を図るため、特に低所得者の負担軽減措置として災害公営住宅の家賃の低減を行う。					
※山元町震災復興計画該当箇所及び概要					
6 復興のポイントと方向性 - (1) 生活—②生活再建支援					
・災害公営住宅について、低所得者の負担を軽減するため、家賃の減免を行います。					
当面の事業概要					
<平成 25 年度～平成 32 年度>					
・家賃の低減を行う。					
東日本大震災の被害との関係					
東日本大震災の津波等により住宅を失い、自らが住宅を確保することが困難な被災者を対象として、災害公営住宅を整備するが、併せて被災者の居住の安定を確保するためには、家賃の低減を行う必要がある。					
関連する災害復旧事業の概要					
なし					

※効果促進事業等である場合には以下の欄を記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	

(様式 1-3)

山元町復興交付金事業計画 復興交付金事業等個票

平成 27 年 2 月時点

※本様式は 1-2 に記載した事業ごとに記載してください。

N0.	45	事業名	防災集団移転促進事業	事業番号	D-23-2
交付団体	山元町		事業実施主体 (直接/間接)	山元町 (直接)	
総交付対象事業費	10,422,131 (千円)		全体事業費	11,773,739 (千円)	

事業概要

津波被害が発生した地域又は災害危険区域の内、住民の居住に適さないと認められる区域内にある住居の集団的移転を促進するため、内陸の地域に安全に暮らせる移転先の住宅団地の整備や移転費用の補助等を行うもの。

第 1 種・第 2 種危険区域内で被災した 1,440 世帯のうち、移転促進区域内の 1,232 世帯を対象とする。単独移転する世帯、災害公営住宅に入居する世帯に対し、宅地買取りと移転費用を補助。住宅団地に移転する世帯に、宅地買取り、移転費補助、住宅団地造成、利子補助を行う。

住宅団地については、新山下駅周辺、新坂元駅周辺、宮城病院周辺の 3 か所を整備し、町内の移転促進区域からそれぞれ希望の場所に移転する。

また、住宅団地に必要な公共施設 (道路・公園)、公益施設 (集会所・福祉施設用地) の造成、集会所の建築を行う。

【第 10 回申請 流用額】

523,048 千円 (買取費用不足額-防集事業余剰額)

【第 11 回申請額】

896,985 千円

(被災元地における残存物の撤去費用: 430,550 千円、被災元地の買取費用: 466,435 千円)

※山元町震災復興計画該当箇所及び概要

- ・ 6 復興のポイントと方向性- (1) 生活-①生活
- ・ 津波被害が甚大な区域について、災害危険区域を設定し、住居用の建物の建築を制限することにより、安全な居住地への誘導を図ります。

(事業間流用による経費の変更) (平成 26 年 10 月 15 日)

移転促進区域内における宅地の買取りを行うにあたり、買取対象件数の増加により、平成 27 年度買取予定分の費用に不足が生じることから、D-13-1 がけ地近接等危険住宅移転事業より 523,048 千円 (国費: 457,667 千円) を流用。これにより、交付対象事業費は 9,525,146 千円 (国費: 8,334,502 千円) から 10,048,194 千円 (国費: 8,792,169 千円) に増額。

当面の事業概要

<平成 25 年度> 造成施工、被災者支援補助

<平成 26 年度> 造成施工、建築物 (集会所等) 発注、被災者支援補助

<平成 27 年度> 造成施工、建築物 (集会所等) 発注、被災者支援補助

東日本大震災の被害との関係

津波により沿岸部が壊滅的被害を受け、約 2500 世帯の家屋が被災した。このようなことから、沿岸部の地域は居住に適さないため災害危険区域に指定し、その区域内の住民を内陸の安全な地域に集団的移転を促進する必要がある。

関連する災害復旧事業の概要

※効果促進事業等である場合には以下の欄に記載。

関連する基幹事業	
事業番号	
事業名	
交付団体	
基幹事業との関連性	